

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十八号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第一条 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の十第三項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改め、同条第六項中「記名押印しなければ」を「その氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

第五十六条の五第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に、「次号」を「第三号」に改め、同号ア(2)中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「(以下この号及び第四項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)」を「(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)」に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号アに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。))以上であること。

第五十六条の五第一項第一号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第五十六条の五第一項第一号ウ中「又はトラック」を削り、同号ウ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号オ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号オを同号カとし、同号エ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号エを同号オとし、

同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第五十六条の五第一項第二号ア(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号アに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十六条の五第一項第二号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十六条の五第一項第三号エを削り、同号ウを同号オとし、同号イ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号イを同号エとし、同号ア(1)中「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下次項において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）」を「平成三十年軽油軽中量車基準」に改め、同号ア(1)(二)中「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」を

「平成二十一年軽油軽中量車基準」に改め、同号ア(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号アを同号ウとし、同号ウの前に次のように加える。

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものの

(1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
の

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第五十六条の五第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号中「営業用の」を削り、同号ア(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」に改め、同号アに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第五十六条の五第二項第一号イを削り、同号ウ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号オを同号エとし、同項第二号を次のように改める。

二 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第五十六条の五第二項第三号エを削り、同号ウを同号エとし、同号イ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号アを同号イとし、同号イの前に次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第五十六条の五第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項中「第一項（第一号アからウまで）」を「第一項（第一号アからエまで）」に、「第二項（第一号アからウまで）」を「第二項（第一号ア及びイ）」に改め、「規定は、」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

第一項第一号	令和十二年度以降の各年度に	平成二十二年度以降の各年度
ア(2)	において適用されるべきものと	において適用されるべきもの

	<p>第一項第一号 ア(3)</p>	<p>して定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の六十五として定められたもの（以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百四十一</p>
	<p>第一項第一号 イ(2)</p>	<p>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十二</p>
	<p>第一項第一号 イ(3)及びウ(2)</p>	<p>令和二年度基準エネルギー消費効率 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値</p>
	<p>第一項第一号 エ(2)</p>	<p>基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十</p>

第二項第一号 ア(2)	令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の六十	平成二十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の百三十
第二項第一号 ア(3)	令和二年度基準エネルギー消 費効率	平成二十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の百五十を 乗じて得た数値
第二項第一号 イ(2)	平成二十七年基準エネルギー 消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の百四十四

第五十六条の五に次の一項を加える。

5 第一項(第一号ア及びイ、第二号並びに第三号ア及びイに係る部分に限る。)及び第二項(第一号ア、第二号及び第三号アに係る部分に限る。)の規定は、令和十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号 ア(2)	令和十二年度以降の各年度に おいて適用されるべきものと して定められたもの(以下こ の条において「令和十二年度 基準エネルギー消費効率」と いう。)に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消 費効率(3)に規定する令和二 年度基準エネルギー消費効率 をいう。)に百分の九十四
第一項第一号 イ(2)	令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消 費効率に百分の百九

第一項第二号 ア(2)	令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消 費効率に百分の九十四
第一項第二号 イ(2)	令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消 費効率に百分の百九
第一項第三号 ア(2)	令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消 費効率に百分の九十四
第一項第三号 イ(2)	令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消 費効率に百分の百九
第二項第一号 ア(2)、第二号 イ及び第三号 ア(2)	令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消 費効率に百分の八十七

附則第七条の三の五中「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十四項」に、「令
和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「附則第七条第十六項」を「
附則第七条第十五項」に改める。

附則第七条の四第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に
改める。

附則第八条第一項、第四項、第五項及び第八項中「令和三年三月三十一日」を「令
和五年三月三十一日」に改める。

附則第八条の二第二項及び第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三
十一日」に改める。

附則第八条の十中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第
三十九条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

附則第八条の十一第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第八条の十二第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表

中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

附則第八条の十三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和七年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「乗車定員三十人未満の附則第八条の十三第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円」を「乗車定員三十人以上の附則第八条の十三第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の施行令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第八条の十三第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。」に改め、同項第一号中「令和七年度」を「令和七年度」に改め、同条第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和七年度」を「令和七年度」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第三号及び第四号において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、「同条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）、「同条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上

を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

附則第八条の十三第五項中「第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日まで」を「当該自動車の取得が令和三年十月三十一日まで」に改め、同項第一号中「バス等」を「乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（次号において「バス等」という。）」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラック」を「車両総重量が八トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）」に、「平成二十七年八月一日」を「令和四年五月一日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置」を「側方衝突警報装置」に、「令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

附則第九条第一項中「次項第一号及び次条第三項」及び「次項第二号及び次条第三項」を「以下この条及び次条第三項」に改め、同項第一号中「平成二十年三月三十一

日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、当該自動車（自家用の乗用車及び同条第一項第五号に規定するキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第五十七条の」を「同条の」に改め、同項第二号中「で施行規則で定めるもの」の下に「（第五項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。）」「を、「この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、同項第四号中「次項第一号」を「以下この条」に、「同条第一項第一号ア(1)(2)」を「同条第一号ア(1)(2)」に、「同条第一項第一号ア(2)」を「同号ア(3)」に改め、同項第五号中「次項第二号」を「以下この条」に、「同条第一項第二号ア(1)(2)」を「同号ア(1)(2)」に改め、同項第六号中「第五十六条第一項第三号ア(1)」を「第五十六条の五第一項第三号ア(1)」に改め、同条第三項中「掲げる自動車」の下に「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「、当該自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第五十七条の」を「同条の」に改め、同条第四項中「第二項（第四号及び第五号を除く。）」を「第二項第一号から第三号まで」に、「自家用乗用車等に対する第五十七条第一項」を「自家用の乗用車及び第五十七条第一項第五号に規定するキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）に対する同項」に改め、同条に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）に対する第五十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三

く。)に対する第五十七条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

附則第九条の三第一項中「又は第三項」を「第三項、第五項又は第六項」に、「第四項」を「第六項」に改める。

附則第十六条第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

(関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第二条 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例(昭和六十三年七月奈良県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正)

第三条 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十八年六月奈良県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の奈良県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割については、適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。